

工事現場等における施工体制の確認要領（建築・設備工事編）

（趣旨）

第1条 本要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく公共工事の適正な施工体制の確保を図るため、施工体制の確認事項、確認方法及び不適切な事実に対しての対処等の必要な事項を定め、統一化することとする。

（適用範囲）

第2条 本要領は、三郷市が発注する工事で建築工事、電気設備工事、機械設備工事及びこれらに類する工事において適用する。

（施工体制の確認）

第3条 施工体制は第4条から第7条まで、施工体制チェックポイント（別紙）について監督員が確認する。

- 2 請負代金額が500万円未満の工事については第4条の確認は省略できることとする。
- 3 下請契約を締結しない工事については第5条から第7条までの確認を不要とする。

（監理技術者等の専任等）

第4条 主任技術者及び監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任等の確認は、契約後着工前に行うものとする。ただし、工事の入札方式により契約前に配置技術者等の専任等の確認を行った場合は、省略できるものとする。

- 2 監理技術者等の専任等に変更が生じた場合、適宜確認を行うものとする。
- 3 監理技術者等の専任等の確認は発注者支援データベース・システム（JCIS）を活用する。

（施工体制台帳）

第5条 施工体制台帳の確認は、工事着工前に受注者にその写しを提出させ行うものとする。また、施工体制に変更が生じた場合、適宜、変更書類を提出させ確認を行うものとする。

（工事現場における標識等）

第6条 工事現場における標識等の確認は、工事着工当初及び工事施工中に行うものとし、施工体制に変更が生じた場合、適宜行うものとする。

（工事現場における施工体制状況）

第7条 工事現場における施工体制状況の確認は、工事着工当初及び工事施工中に適宜行うものとする。ただし、疑義等が生じた場合、必要に応じ確認頻度を増すものとする。また、契約課長より違反等の疑義情報が提供された場合、当該疑義情報についても確認を行うものとする。

(工事主管課長への報告)

第8条 監督員は、施工体制の確認を行った場合、その内容等を工事主管課長が適任であると認めた者に報告しなければならない。

- 2 監督員は、施工体制の確認により不備又は疑義がある旨を確認した場合、工事主管課長にその概要を付して「工事確認結果報告書」により報告しなければならない。
- 3 工事主管課長は、前項の報告を受けた場合、監督員に対し適切な指示を行い、施工体制の適正化を図るものとする。
- 4 工事主管課長は、第2項の報告のうち一括下請負の疑義のある旨の報告を受けた場合、必要に応じて当該工事の関係者に対して聞き取り調査を実施するものとする。

(受注者への是正要求)

第9条 監督員は、施工体制に不備がある旨を確認した場合、前条第3項における工事主管課長の指示に基づき受注者に対して是正要求を行うものとする。

- 一 軽微な不備においては、指示書により是正要求を行うものとする。
- 二 重大もしくは悪質な不備においては、工事主管課長名の書面により是正要求を行うものとする。また、前号による是正要求後10日以内には是正措置がとられない場合においても同様の是正要求を行うものとする。
- 2 工事主管課長又は監督員は、受注者に対して前項の是正要求があった日から10日以内には是正を行い、その状況を監督員に報告させるように求めるものとする。
- 3 監督員は、前項の報告を受けた場合、すみやかに是正状況を確認し、その状況を工事主管課長に報告しなければならない。

(聞き取り調査)

第10条 工事主管課長は、第8条第4項により聞き取り調査を必要と認めた場合、聞き取り調査を適切に行う者(以下「調査員」という。)を選任し、聞き取り調査の実施を指示するものとする。

- 2 聞き取り調査は、調査員が複数人で行わなければならない。
- 3 調査員は、当該工事関係者に対して聞き取り調査を実施し、一括下請負の事実についての詳細を調査するものとする。
- 4 調査員は、聞き取り調査の結果等を「聞き取り調査結果報告書」により工事主管課長に報告しなければならない。

(工事中止・契約解除)

第11条 発注者は、第9条第1項第二号による是正要求後10日以内には是正措置がとられない場合、若しくは前条による聞き取り調査により一括下請負と疑うに足りる事実を確認した場合、関係課室と必要に応じ協議のうえ、三郷市建設工事請負契約約款(以下「工事請負約款」という。)第20条第2項に基づき工事を中止させるものとする。ただし、安全上緊急を要する等の理由がある場合は、ただちに工事を中止させるものとする。

- 2 発注者は、前項による場合、関係課室と必要に応じ協議のうえ、工事請負約款第47条に基づき契約を解除するものとする。

(契約課長等への報告)

第 12 条 工事主管課長は、第 9 条第 1 項第二号による是正要求後 10 日以内に是正措置がとられない場合、もしくは第 10 条による聞き取り調査により一括下請負と疑うに足りる事実を確認した場合、契約課長へ、その内容等を「施工体制の不備・一括下請けの疑義について（報告）」により報告しなければならない。執行委任事業については予算元課長へ必要に応じて報告を行うものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。